

○総務省令第三十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

総務大臣 野田 聖子

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(免許を要しない無線局)

第六条 法第四条第一項第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。

〔一〕三 略〕

〔二〕三 略〕

〔三〕三 略〕

4 法第四条第一項第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

〔一〕三 略〕

四 主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの（電気通信回線設備に接続するものを含む。）であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五八ワット以下であるもの（第十一号に規定する五・二㏒帯高出力データ通信システムの無線局を除く。）

〔以下「小電力データ通信システムの無線局」という。）

〔一〕・(2) 略〕

(3) 五、一五〇㏒を超え五、三五〇㏒以下の周波数（総務大臣が別に告示する場所において使用するものを除く。）

〔四〕 略〕

(5) 五、二二〇㏒又は五、二九〇㏒の周波数及び五、五三〇㏒又は五、六一〇㏒の周波数（総務大臣が別に告示する場所において使用するものを除く。）

〔六〕・(7) 略〕

〔五〕七 略〕

八 五㏒帯無線アクセスシステム（四、九〇〇㏒を超え五、〇〇〇㏒以下のうち総務大臣が別に告示する周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局と陸上移動局との間若しくは陸上移動局相互間で行う無線通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）又は携帯基地局と携帯局（上空での運用を除く。）との間若しくは携帯局（上空での運用を除く。）相互間で行う無線通信をいう。）の陸上移動局又は携帯局であつて、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの

〔九〕十 略〕

十一 五・二㏒帯高出力データ通信システム（五、一五〇㏒を超え五、二五〇㏒以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局（屋外で利用するもの又は最大等価平方輻射電力が二〇〇ミリワットを超えるものに限る。）と陸上移動局との間（基地局と当該周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局との間を含む。）で行う無線通信（陸上移動中継局の中継によるもの及び電気通信回線設備に接続するものを含む。）をいう。）の陸上移動局であつて、かつ、空中線電力が〇・二ワット以下であるもの

第六条の二三 法第四条第二項の総務省令で定める無線局は、小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）及び五・二㏒帯高出力データ通信システムの陸上移動局であつて、総務大臣が別に告示する用

(免許を要しない無線局)

第六条 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

〔二〕三 同上〕

〔三〕三 同上〕

4 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの（電気通信回線設備に接続するものを含む。）であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五八ワット以下であるもの（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。）

〔一〕・(2) 同上〕

(3) 五、一五〇㏒を超え五、三五〇㏒以下の周波数（屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、総務大臣が別に告示する場所において使用するものに限る。）

〔四〕 同上〕

(5) 五、二二〇㏒又は五、二九〇㏒の周波数及び五、五三〇㏒又は五、六一〇㏒の周波数（屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、総務大臣が別に告示する場所において使用するものに限る。）

〔六〕・(7) 同上〕

〔五〕七 同上〕

八 五㏒帯無線アクセスシステム（四、九〇〇㏒を超え五、〇〇〇㏒以下又は五、〇三〇㏒を超え五、〇九一㏒以下のうち総務大臣が別に告示する周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局と陸上移動局との間若しくは陸上移動局相互間で行う無線通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）又は携帯基地局と携帯局（上空での運用を除く。）との間若しくは携帯局（上空での運用を除く。）相互間で行う無線通信をいう。）の陸上移動局又は携帯局であつて、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの

〔九〕十 同上〕

〔新設〕

第六条の二三 法第四条第二項の総務省令で定める無線局は、小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）であつて、総務大臣が別に告示する用途のものとする。

途のものとする。

(登録の対象とする無線局)

第十六条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

〔一〕三 略

四 設備規則第四十九条の二十の二第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局

五 設備規則第四十九条の二十の二第一項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する陸上移動中継局

六 〇十二 略

(登録局の無線設備の規格)

第十七条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。

〔一〕三 略

四 設備規則第四十九条の二十の二第一項に規定する技術基準のうち基地局に係るもの

五 設備規則第四十九条の二十の二第一項に規定する技術基準のうち陸上移動中継局に係るもの

六 〇十二 略

(登録局の開設区域)

第十八条 法第二十七条の十八第一項の総務省令で定める区域は、次に掲げるとおりとする。

〔一〕 略

二 四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。

三 五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。

〔2 略

〔第四十二条 略

第四十二条の二 法第七十六条の二の二の総務省令で定める場合は、五・二MHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局が増加することにより人工衛星局の運用に影響を与えるおそれがあると認められ、かつ、総務大臣が別に告示する条件に適合する場合とする。

第四十二条の三 略

第四十二条の四 略

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(登録の対象とする無線局)

第十六条 〔同上〕

〔一〕三 同上

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

四 〇十二 〔同上〕

(登録局の無線設備の規格)

第十七条 〔同上〕

〔一〕三 同上

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

四 〇十二 〔同上〕

(登録局の開設区域)

第十八条 〔同上〕

〔一〕 同上

二 四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下又は五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する区域とする。

〔新設〕

〔新設〕

〔2 同上

〔第四十二条 同上

〔新設〕

〔第四十二条の二 同上

〔第四十二条の三 同上

〔第四十二条の四 同上

備考

表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

「第一章～第三章 略」
 第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件
 「第一節～第四節の十六 略」

第四節の十七 小電力データ通信システムの無線局の無線設備（第四十九条の二十）
 第四節の十七の二 五・二㎐帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備（第四十九条の二十の二）

「第四節の十八～第九節 略」
 「第五章 略」
 附則

（混信防止機能）
 第九条の四 法第四条第一項第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。

- 一 コードレス電話の親機については、総務大臣により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、識別符号（通信の相手方を識別するための符号であつて、法第八条第一項第三号に規定する識別信号以外のものをいう。以下第四十九条の八の二から第四十九条の八の二の三まで及び第四十九条の二十の二において同じ。）を自動的に受信する機能
- 「二～七 略」

八 次に掲げる無線局については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

「イ・ロ 略」

- ハ 小電力データ通信システムの無線局（五七㎐を超え六六㎐以下の周波数の電波を使用するものを除く。）及び五・二㎐帯高出力データ通信システム（施行規則第六条第四項第十一号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）の陸上移動局

「二 略」
 「九～十一 略」

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
「二～六 略」		
七 次に掲げる送信設備 「（一）～（四）略」	二〇	八〇

目次

「第一章～第三章 同上」
 第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件
 「第一節～第四節の十六 同上」

第四節の十七 小電力データ通信システムの無線局の無線設備（第四十九条の二十）

「第四節の十八～第九節 同上」
 「第五章 同上」
 附則

（混信防止機能）
 第九条の四 「同上」

- 一 コードレス電話の親機については、総務大臣により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、識別符号（通信の相手方を識別するための符号であつて、法第八条第一項第三号に規定する識別信号以外のものをいう。以下第四十九条の八の二から第四十九条の八の二の三までにおいて同じ。）を自動的に受信する機能
- 「二～七 同上」

八 「同上」

「イ・ロ 同上」

- ハ 小電力データ通信システムの無線局（五七㎐を超え六六㎐以下の周波数の電波を使用するものを除く。）

「二 同上」
 「九～十一 同上」

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 「同上」

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
「二～六 同上」		
七 次に掲げる送信設備 「（一）～（四）同上」	「同上」	「同上」

(五) 五・二GHz帯高出力データ通信システム の無線局の送信設備 (六) [略] (七) [略] (八) [略]	
[八〇十八 同上]	

[254 同上]
 (副次的に発する電波等の限度)
 第二十四条 [略]

2 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局又は二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局であつて周波数ホッピング方式を用いるもの、小電力データ通信システムの無線局及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
[略]	
一GHz以上	二〇ナノワット以下

[3530 略]

(小電力データ通信システムの無線局の無線設備)
 第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

[一・二 略]
 三五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの

[イ〜ワ 略]

五 五、二一〇MHz(五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局が使用するものを含む。)又は五、二九〇MHzの周波数及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を同時に使用

[新設] (五) [同上] (六) [同上] (七) [同上]	
[八〇十八 同上]	

[254 同上]
 (副次的に発する電波等の限度)
 第二十四条 [同上]

2 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局又は二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局であつて周波数ホッピング方式を用いるもの及び小電力データ通信システムの無線局の受信装置については、前項の規定にかかわらず、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
[同上]	
一GHz以上	二〇ナノワット以下
一〇GHz未満	二〇ナノワット以下
一〇GHz以上	二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局又は二、四二五MHzを超え二、四七五MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局であつて周波数ホッピング方式を用いるもの及び小電力データ通信システムの無線局

[3530 同上]

(小電力データ通信システムの無線局の無線設備)
 第四十九条の二十 [同上]

[一・二 同上]

三五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの(屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、施行規則第六条第四項第四号(三)の告示で定める場所において使用するものに限る。)

[イ〜ワ 同上]

五 五、二一〇MHz又は五、二九〇MHzの周波数及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を同時に使用するもの(屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であつて、施行規

するもの

「イ」ホ 略

へ 一 ㎞の帯域幅における等価等方輻射電力は、次のとおりであること。

「(1) 略」

② その他の周波数の電波を使用する場合

(一) 五、五三〇㎞又は五、六一〇㎞の周波数の電波を五・二㎞帯高出力データ通信システムの無線局（基地局又は陸上移動中継局に限る。）の五、二二〇㎞の周波数の電波と同時に使用する場合

六・二五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、三・一二五ミリワット以下）

(二) 以外の場合

一・二五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、〇・六二五ミリワット以下）

「ト 略」

チ 帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。

(1) 五、二二〇㎞（五・二㎞帯高出力データ通信システムの無線局が使用するものを含む。）及び五、五三〇㎞又は五、六一〇㎞の周波数の電波を同時に使用する場合

基準チャネル	五、五三〇㎞	七五・二㎞以上	二・五マイクロワット以下
	五、三七〇㎞以上	上	ただし、五・二㎞帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局の五、二二〇㎞の周波数の電波と同時に使用する場合には、一・五マイクロワット以下
周波数帯	五、四五四・八㎞以下	一六〇㎞以下	ただし、五・二㎞帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局の五、二二〇㎞の周波数の電波と同時に使用する場合には、一・五マイクロワット以下
基準チャネルからの差の周波数 (i)	五、四五四・八㎞を超え、四七〇㎞以下	六〇㎞以上 七五・二㎞未満	一・五マイクロワット以下 ただし、五・二㎞帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局の五、二二〇㎞の周波数の電波と同時に使用する場合には、五〇マイクロワット以下

注 f の単位は、㎞とする。

「(2) 略」

「リ 略」

則第六条第四項第四号(5)の告示で定める場所において使用する場合に限る。）

「イ」ホ 同上

へ 「同上」

「(1) 同上」

② その他の周波数の電波を使用する場合

一・二五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、〇・六二五ミリワット以下）

「ト 同上」

チ 「同上」

(1) 五、二二〇㎞及び五、五三〇㎞又は五、六一〇㎞の周波数の電波を同時に使用する場合

基準チャネル	五、五三〇㎞	七五・二㎞以上	二・五マイクロワット以下
	五、三七〇㎞以上	上	同上
周波数帯	五、四五四・八㎞以下	一六〇㎞以下	同上
基準チャネルからの差の周波数 (i)	五、四五四・八㎞を超え、四七〇㎞以下	六〇㎞以上 七五・二㎞未満	同上

注 f の単位は、㎞とする。

「(2) 同上」

「リ 同上」

〔六・七 略〕

第四節の十七の二 五・二㊦帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備

(五・二㊦帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十の二 五・二㊦帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 前条第三号イ、ロ、ニ、ホ(四を除く。)ハ、ヘ、リ、ヌ及びブルに掲げる条件に適合すること。

二 搬送波の周波数は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九㊦以下の場合

五、一八〇㊦、五、二〇〇㊦、五、二二〇㊦又は五、二四〇㊦

(2) 占有周波数帯幅が一九㊦を超え三八㊦以下の場合

五、一九〇㊦又は五、二三〇㊦

(3) 占有周波数帯幅が三八㊦を超え七八㊦以下の場合

五、二二〇㊦

三 送信装置の空中線電力は、前条第三号ト(三)四を除く。)に掲げる条件によるほか、直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式を使用する送信装置及び直交周波数分割多重方式を使用する送信装置にあつては二〇〇ミリワット以下であること。

四 一㊦の帯域幅における等価平方輻射電力は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一九㊦以下の場合

水平面からの仰角(θ)

八度未満

八度以上四〇度未満

四〇度以上四五度以下

四五度超

一㊦の帯域幅における等価平方輻射電力

五〇ミリワット以下

次に掲げる式による値以下

$10^{(1.7-0.0716(\theta-8))}$ ミリワット

次に掲げる式による値以下

$10^{(0.58-0.122(\theta-40))}$ ミリワット

〇・〇六三ミリワット以下

(2) 占有周波数帯幅が一九㊦を超え三八㊦以下の場合

水平面からの仰角(θ)

八度未満

八度以上四〇度未満

四〇度以上四五度以下

四五度超

一㊦の帯域幅における等価平方輻射電力

二五ミリワット以下

次に掲げる式による値以下

$0.5 \times 10^{(1.7-0.0716(\theta-8))}$ ミリワット

次に掲げる式による値以下

$0.5 \times 10^{(0.58-0.122(\theta-40))}$ ミリワット

〇・〇三一五ミリワット以下

(3) 占有周波数帯幅が三八㊦を超え七八㊦以下の場合

水平面からの仰角(θ)

一㊦の帯域幅における等価平方輻射電力

〔六・七 同上〕
〔新設〕

八度未満	一二・五ミリワット以下
八度以上四〇度未満	次に掲げる式による値以下 $0.25 \times 10^{(1.7+0.0216(\theta-8))}$ ミリワット
四〇度以上四五度以下	次に掲げる式による値以下 $0.25 \times 10^{(1.0+0.59-0.122(\theta-40))}$ ミリワット
四五度超	〇・〇一五七五ミリワット以下

五 帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が一八MHz以下の場合

標準チャンネル	周波数帯	標準チャンネルからの差の周波数 (f)	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
五、二四〇MHz	五、一四〇MHz以上	九八MHz以上	一二・五マイクロワット以下
	五、一四二MHz以下	一〇〇MHz以下	
	五、一四二MHzを超え	九〇MHz以上	七五マイクロワット以下
	五、一五〇MHz以下	九八MHz未満	
	五、二五〇MHz以上	一〇MHz以上	次に掲げる式による値以下
	五、二五一MHz未満	一一MHz未満	$10^{1+1.8 \log_5 (f-9)}$ ミリワット
	五、二六〇MHz以上	二〇MHz未満	次に掲げる式による値以下
	五、二六〇MHz未満	二〇MHz以上	$10^{1+1.8 \log_5 (8/30) (f-11)}$ ミリワット
	五、二六〇MHz以上	二六・七MHz未満	次に掲げる式による値以下
	五、二六六・七MHz未満	二六・七MHz以上	$10^{1.8+1.8 \log_5 (6/30) (f-20)}$ ミリワット
	五、二六六・七MHz以上	二六・七MHz以上	一二・五マイクロワット以下
	五、三六〇MHz以下	一一〇MHz以下	

注 fの単位は、MHzとする。

(2) 占有周波数帯幅が一八MHzを超え一九MHz以下の場合

標準チャンネル	周波数帯	標準チャンネルからの差の周波数 (f)	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
五、一八〇MHz	五、一三五MHz	三八MHz以上	一二・五マイクロワット以下

以上	四〇MHz未満	$10 \log^5 - (8/130) - 1 + \log(1/2)$ シュロント
五、二七〇MHz 未満	四〇MHz以上	次に掲げる式による値以下
五、二七〇MHz 以上	四八・四MHz未 満	$10 \log^5 - (3/30) - (4/0) - 1.8 + \log(1/2)$ シュロント
五、二七八・ 四MHz未満	四八・四MHz以 上	一一・五マイクロワット以下
五、二七八・ 四MHz以上	一七〇MHz以下	
五、四〇〇MHz 以下		

注 fの単位は、MHzとする。

(4) 占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

基準チャネル 周波数帯	基準チャネル からの差の周 波数 (f)	一MHzの帯域幅における等価等方輻 射電力
五、二一〇MHz 以上	八六・八MHz以 上	一一・五マイクロワット以下
五、二一〇MHz 以上	一九〇MHz以下	
五、一一三・ 二MHz以下	六〇MHz以上 八六・八MHz未 満	七五マイクロワット以下
五、一一三・ 二MHzを超え 五、一五〇MHz 以下	四〇MHz以上 四一MHz未満	次に掲げる式による値以下
五、二五〇MHz 以上	四一MHz以上	$10 \log^5 - (5/40) + \log(1/4)$ シュロント
五、二五〇MHz 以上	四一MHz未満	次に掲げる式による値以下
五、二五一MHz 未満	八〇MHz以上	$10 \log^5 - (8/300) - (4/1) - 1 + \log(1/4)$ シュロント
五、二九〇MHz 未満	八〇MHz以上	次に掲げる式による値以下
五、二九〇MHz 以上	八六・七MHz未 満	$10 \log^5 - (3/100) - (4/0) - 1.8 + \log(1/4)$ シュロント
五、二九六・ 七MHz未満	八六・七MHz以 上	一一・五マイクロワット以下
五、二九六・ 七MHz以上	二七〇MHz以下	
五、四八〇MHz 以下		

注 fの単位は、MHzとする。

六 基地局にあつては、他の無線局から制御されることなく送信を行うとともに、一の通信系

<p>七 陸上移動中継局にあつては、基地局からの制御を受けて当該基地局と通信するとともに、一の通信系内の陸上移動局及び小電力データ通信システムの無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該陸上移動局及び小電力データ通信システムの無線局の制御を行うこと。</p> <p>八 識別符号を自動的に送信し、又は受信する機能を備えるものであること。</p> <p>九 五、二一〇MHzの周波数の電波を小電力データ通信システムの無線局の五、五三〇MHz又は五六一〇MHzの周波数の電波と同時に使用する場合の変調方式、送信装置の空中線電力、一MHzの帯域幅における等価方輻射電力及び帯域外漏えい電力については、第一号及び第三号から第五号までの規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>(1) 変調方式は、直交周波数分割多重方式であること。</p> <p>(2) 送信装置の空中線電力は二〇〇ミリワット以下とし、かつ、一MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下であること。</p> <p>(3) 一MHzの帯域幅における等価方輻射電力は、次のとおりであること。</p> <table border="1"> <tr> <td>水平面からの仰角(θ)</td> <td>一MHzの帯域幅における等価方輻射電力</td> </tr> <tr> <td>八度未満</td> <td>六・二五ミリワット以下</td> </tr> <tr> <td>八度以上四〇度未満</td> <td>次に掲げる式による値以下 $0.125 \times 10^{(4.7-0.0716(\theta-8))}$ ミリワット</td> </tr> <tr> <td>四〇度以上四五度以下</td> <td>次に掲げる式による値以下 $0.125 \times 10^{(4.59-0.122(\theta-40))}$ ミリワット</td> </tr> <tr> <td>四五度超</td> <td>〇・〇七九ミリワット以下</td> </tr> </table> <p>(4) 帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。</p> <table border="1"> <tr> <td>基準チャンネル</td> <td>周波数帯</td> <td>基準チャンネルからの差の周波数(f)</td> <td>一MHzの帯域幅における等価方輻射電力</td> </tr> <tr> <td>五、二一〇MHz</td> <td>五、〇二〇MHz以上</td> <td>七五・二MHz以上</td> <td>一一・五マイクロワット以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>五、一三四・八MHz以下</td> <td>一九〇MHz以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>五、一三四・八MHzを超え</td> <td>六〇MHz以上</td> <td>六二・五マイクロワット以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>五、一五〇MHz以下</td> <td>七五・二MHz未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>五、二五〇MHz以上</td> <td>四〇MHz以上</td> <td>次に掲げる式による値以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>五、二五一MHz未満</td> <td>四一MHz未満</td> <td>$10^{\log_{10}(f-40)+0.6(1/8)}$ ミリワット</td> </tr> <tr> <td></td> <td>五、二五一MHz</td> <td>四一MHz以上</td> <td>次に掲げる式による値以下</td> </tr> </table>				水平面からの仰角(θ)	一MHzの帯域幅における等価方輻射電力	八度未満	六・二五ミリワット以下	八度以上四〇度未満	次に掲げる式による値以下 $0.125 \times 10^{(4.7-0.0716(\theta-8))}$ ミリワット	四〇度以上四五度以下	次に掲げる式による値以下 $0.125 \times 10^{(4.59-0.122(\theta-40))}$ ミリワット	四五度超	〇・〇七九ミリワット以下	基準チャンネル	周波数帯	基準チャンネルからの差の周波数(f)	一MHzの帯域幅における等価方輻射電力	五、二一〇MHz	五、〇二〇MHz以上	七五・二MHz以上	一一・五マイクロワット以下		五、一三四・八MHz以下	一九〇MHz以下			五、一三四・八MHzを超え	六〇MHz以上	六二・五マイクロワット以下		五、一五〇MHz以下	七五・二MHz未満			五、二五〇MHz以上	四〇MHz以上	次に掲げる式による値以下		五、二五一MHz未満	四一MHz未満	$10^{\log_{10}(f-40)+0.6(1/8)}$ ミリワット		五、二五一MHz	四一MHz以上	次に掲げる式による値以下
水平面からの仰角(θ)	一MHzの帯域幅における等価方輻射電力																																												
八度未満	六・二五ミリワット以下																																												
八度以上四〇度未満	次に掲げる式による値以下 $0.125 \times 10^{(4.7-0.0716(\theta-8))}$ ミリワット																																												
四〇度以上四五度以下	次に掲げる式による値以下 $0.125 \times 10^{(4.59-0.122(\theta-40))}$ ミリワット																																												
四五度超	〇・〇七九ミリワット以下																																												
基準チャンネル	周波数帯	基準チャンネルからの差の周波数(f)	一MHzの帯域幅における等価方輻射電力																																										
五、二一〇MHz	五、〇二〇MHz以上	七五・二MHz以上	一一・五マイクロワット以下																																										
	五、一三四・八MHz以下	一九〇MHz以下																																											
	五、一三四・八MHzを超え	六〇MHz以上	六二・五マイクロワット以下																																										
	五、一五〇MHz以下	七五・二MHz未満																																											
	五、二五〇MHz以上	四〇MHz以上	次に掲げる式による値以下																																										
	五、二五一MHz未満	四一MHz未満	$10^{\log_{10}(f-40)+0.6(1/8)}$ ミリワット																																										
	五、二五一MHz	四一MHz以上	次に掲げる式による値以下																																										

	以上 五、二八五・ 二〇〇未滿	七五・二〇〇未 滿	10 log ₁₀ -(6/230) (4+1) + 10 log (1/8) シュワツ
	五、二八五・ 二〇〇以上 五、三七〇〇〇 未滿	七五・二〇〇以 上 一六〇〇〇未滿	一・二・五マイクロワット以下

注 f の単位は、MHz とする。

十 前各号に規定するもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

2) 五・二MHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 前条第三号イ、ロ、ニ、ホ (4) を除く。)、へ、ト (3) (四) を除く。)、チ (1) (一)、(2) (一) 及び (3) (一) に限る。)、リ、ス、ル及びビヲ (4) を除く。) 並びに前項第二号に掲げる条件に適合すること。

二 基地局又は陸上移動中継局からの制御を受けて当該基地局又は陸上移動中継局と通信するものであること。

三 五、二一〇MHzの周波数の電波を小電力データ通信システムの無線局の五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波と同時に使用する場合の変調方式、送信装置の空中線電力、一MHzの帯域幅における等価方輻射電力及び帯域外漏えい電力については、第一号の規定にかかわらず、前条第五号ハ、ホ、へ (1) に限る。) 及びチ (1) に限る。) に掲げる条件に適合すること。

四 前各号に規定するもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

(五MHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十一 五MHz帯無線アクセスシステムの基地局、携帯基地局、陸上移動中継局、陸上移動局 (次項に規定するものを除く。) 及び携帯局 (次項に規定するものを除く。) の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

「一〇四 略」

五 陸上移動中継局、陸上移動局及び携帯局 (他の携帯局が送信する電波の周波数を制御するものを除く。) が送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は携帯基地局若しくは携帯局 (他の携帯局が送信する電波の周波数を制御するものに限る。) の電波 (陸上移動局にあつては、他の無線局により中継されたものを含む。) を受信することによつて、自動的に選択されること。

「六〇八 略」

九 隣接チャネル漏えい電力は、次の条件に適合するものであること。

イ 四〇MHzシステム (占有周波数帯幅が一・九・七MHzを超え三八MHz以下のものをいう。以下同じ。)

(五MHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十一 五MHz帯無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局、陸上移動局 (次項に規定するものを除く。) 携帯基地局及び携帯局 (次項に規定するものを除く。) の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

「一〇四 同上」

五 陸上移動中継局及び陸上移動局の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局の電波 (陸上移動局にあつては、他の無線局により中継されたものを含む。) を受信することによつて、自動的に選択されること。

「六〇八 同上」

「同上」

イ 四〇MHzシステム (四、九三〇MHz及び四、九七〇MHzの周波数の電波を使用する無線設備であつて、占有周波数帯幅が一・九・七MHzを超え三八MHz以下のもの (直交周波数分割多重方式

割当周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の(ハ)一九MHzの帯域幅に輻射される空中線端子における電力の平均値が、それぞれ〇・二五ミリワット以下及び八マイクロワット以下であること。

〔ロ〕ニ 略〕

十 帯域外漏えい電力は、次の条件に適合するものであること。

〔イ 略〕

ロ 二〇MHzシステム

(1) 変調方式が直交周波数分割多重方式以外の場合	
周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八八〇MHz以上四、九〇〇MHz以下及び五、〇〇〇MHz以上五、〇二〇MHz以下	一五マイクロワット以下
(2) 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合	
周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八七五MHz以上四、八八〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
四、八八〇MHzを超え四、九〇〇MHz以下及び五、〇〇〇MHz以上五、〇二〇MHz未満	一五マイクロワット以下
五、〇二〇MHz以上五、〇二五MHz以下	二・五マイクロワット以下

を使用するものに限る。)をいう。以下同じ。)

割当周波数から四〇MHz及び八〇MHz離れた周波数の(ハ)一九MHzの帯域幅に輻射される空中線端子における電力の平均値が、それぞれ〇・二五ミリワット以下、八マイクロワット以下であること。

〔ロ〕ニ 同上〕

十 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 二〇MHzシステム

(1) 四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合	
周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八八〇MHz以上四、九〇〇MHz以下及び五、〇〇〇MHz以上五、〇二〇MHz以下	一五マイクロワット以下
(2) 変調方式が直交周波数分割多重方式以外の場合	
周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、八七五MHz以上四、八八〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
四、八八〇MHzを超え四、九〇〇MHz以下及び五、〇〇〇MHz以上五、〇二〇MHz未満	一五マイクロワット以下
五、〇二〇MHz以上五、〇二五MHz以下	二・五マイクロワット以下
(3) 変調方式が直交周波数分割多重方式以外の場合	
周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
五、〇〇〇MHz以上五、〇二〇MHz以下	三〇マイクロワット以下
五、〇二〇MHzを超え五、〇三〇MHz以下	一ミリワット以下
五、〇九一MHz以上五、一〇〇MHz未満	〇・五ミリワット以下
五、一〇〇MHz以上五、一二〇MHz以下	一五マイクロワット以下
(4) 変調方式が直交周波数分割多重方式の場合	
周波数帯	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
四、九九五MHz以上五、〇〇〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
五、〇〇〇MHzを超え五、〇二〇MHz以下	三〇マイクロワット以下
五、〇二〇MHzを超え五、〇三〇MHz以下	一ミリワット以下
五、〇二〇MHzを超え五、〇三〇MHz以下	一ミリワット以下

ハ	一〇〇MHzシステム	周波数帯	四、八九五MHz以上四、九〇五MHz未満及び四、九五五MHzを超え四、九六五MHz以下	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力 一五マイクロワット以下
---	------------	------	---	-------------------------------------

ニ	五MHzシステム	周波数帯	四、九〇二・五MHz以上四、九〇七・五MHz未満及び四、九五二・五MHzを超え四、九五七・五MHz以下	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力 一五マイクロワット以下
---	----------	------	---	-------------------------------------

十一 四、八四〇MHz及び四、八六〇MHzの(ハ)一〇〇MHzの帯域幅に輻射される等価等方輻射電力の上限値は、二マイクロワット又は〇・二マイクロワットのいずれかであること。

十二 略

2 五MHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局(空中線電力が〇・〇一ワット以下のものに限る。)の無線設備は、前項第一号から第三号まで、第七号から第九号まで及び第十二号に規定するもののほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

ハ	一〇〇MHzシステム	周波数帯	四、八九五MHz以上四、九〇五MHz未満及び四、九五五MHzを超え四、九六五MHz以下	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力 一五マイクロワット以下
---	------------	------	---	-------------------------------------

ニ	五MHzシステム	周波数帯	四、九〇二・五MHz以上四、九〇七・五MHz未満及び四、九五二・五MHzを超え四、九五七・五MHz以下	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力 一五マイクロワット以下
---	----------	------	---	-------------------------------------

ハ	一〇〇MHzシステム	周波数帯	四、八九五MHz以上五、〇〇〇MHz未満及び四、九五五MHzを超え五、〇六五MHz以下	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力 一五マイクロワット以下
ニ	五MHzシステム	周波数帯	四、九〇二・五MHz以上五、〇〇七・五MHz未満及び四、九五二・五MHzを超え五、〇五七・五MHz以下	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力 一五マイクロワット以下

十一 四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合は四、八四〇MHz及び四、八六〇MHz、五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を使用する場合は四、九六〇MHz及び四、九八〇MHzの(ハ)一〇〇MHzの帯域幅に輻射される等価等方輻射電力の上限値は、二マイクロワット及び〇・二マイクロワットのいずれかであること。

十二 同上

2 同上

【1・11 略】

三 四、八四〇MHz及び四、八六〇MHzの(一)〇MHzの帯域幅に輻射される等価等方輻射電力は〇・二マイクロワット以下であること。

四 送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は携帯基地局若しくは携帯局(前項に規定するものではない)で、他の携帯局が送信する電波の周波数を制御するものに限る。)の電波(他の無線局により中継されたものを含まず)を受信することにより、自動的に選択されること。

【注 盗】

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無 線 局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付したものを除き、百万分率)
【1～7 略】	【1～5 略】 6 小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局 【(1)・(2) 略】 【7 略】	【略】
8 2.450MHzを超え10.500MHz以下	【1～5 略】 6 小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局 【(1)・(2) 略】 【7 略】	【略】
【9 略】	【9 略】	

【注 略】

別表第二号(第6条関係)

【第1～第29 略】

第30 小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

【1～5 略】

【第31～第65 略】

第66 11GHz帯又は15GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 1 チヤネル間隔が5MHzのもの 5MHz
- 2 チヤネル間隔が10MHzのもの 9.5MHz
- 3 チヤネル間隔が20MHzのもの 18.5MHz
- 4 【略】

【1・11 同左】

三 四、九〇〇MHzを超え五、〇〇〇MHz以下の周波数の電波を使用する場合には四、八四〇MHz及び四、八六〇MHz、五、〇三〇MHzを超え五、〇九一MHz以下の周波数の電波を使用する場合には四、九六〇MHz及び四、九八〇MHzの(一)〇MHzの帯域幅に輻射される等価等方輻射電力は、〇・二マイクロワット以下であること。

四 陸上移動局又は携帯局の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は携帯基地局若しくは携帯局(前項に規定するものに限る。)の電波(他の無線局により中継されたものを含まず)を受信することにより、自動的に選択されること。

【注 同左】

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無 線 局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付したものを除き、百万分率)
【1～7 同左】	【1～5 同左】 6 小電力データ通信システムの無線局 【(1)・(2) 同左】 【7 同左】	【同左】
8 【同左】	【1～5 同左】 6 小電力データ通信システムの無線局 【(1)・(2) 同左】 【7 同左】	【同左】
【9 同左】	【9 同左】	

【注 同左】

別表第二号(第6条関係)

【第1～第29 同左】

第30 小電力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

【1～5 同左】

【第31～第65 同左】

第66 【同左】

- 【新設】
- 【新設】
- 【新設】
- 1 【同左】

<p>5 [略]</p> <p><u>6</u> チヤネル間隔が80MHzのもの 72.5MHz [第67～第73 略] 別表第三号 (第7条関係) [1～28 略]</p> <p>29 小電力デュータ通信システムの無線局の送信設備であつて、5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,725MHz以下の周波数の電波を使用するもの及び5.2GHz帯高出力デュータ通信システムの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 [(1)～(8) 略]</p> <p>[30～61 略]</p>	<p>2 [同左]</p> <p><u>2</u> [新設] [第67～第73 同左] 別表第三号 (第7条関係) [1～28 同左]</p> <p>29 小電力デュータ通信システムの無線局の送信設備であつて、5,150MHzを超え5,350MHz以下又は5,470MHzを超え5,725MHz以下の周波数の電波を使用するものの不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 [(1)～(8) 同左]</p> <p>[30～61 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。</p>	

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(特定無線設備等)
 第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一〕七十一 略〕

七十三 設備規則第四十九条の二十の二第一項においてその無線設備の条件が定められている

五・二 帯高出力データ通信システムの基地局に使用するための無線設備

七十四 設備規則第四十九条の二十の二第一項においてその無線設備の条件が定められている

五・二 帯高出力データ通信システムの陸上移動中継局に使用するための無線設備

七十五 設備規則第四十九条の二十の二第二項においてその無線設備の条件が定められている

五・二 帯高出力データ通信システムの陸上移動局に使用するための無線設備

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一 略〕

二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第十九号、第十九号の二、第十九号の三から第十九号の四まで及び第七十五号に掲げる特定無線設備

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 特性試験

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

一	装置	二	試験項目	三	測定器等	四	特定無線設備の種別
						〔略〕	
						線無の号二十七第項一第条二第	
						線無の号三十七第項一第条二第	
						線無の号四十七第項一第条二第	
						線無の号五十七第項一第条二第	

(特定無線設備等)
 第二条 〔同上〕

〔一〕七十二 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第十九号、第十九号の二及び第十九号の三から第十九号の四までに掲げる特定無線設備

別表第一号 〔同上〕

一 〔同上〕

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 〔同上〕

ア 〔同上〕

一	装置	二	試験項目	三	測定器等	四	特定無線設備の種別
						〔同上〕	
						線無の号二十七第項一第条二第	

装置信送														
周波数	占有周波数帯幅	スプリアス発射又は不要発射の強度	空中線電力	比吸収率	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	変調衝撃係数	ブレエンファシス特性	搬送波電力	総合周波数特性	総合歪及び雑音	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	送信時間	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	搬送波を送信していないときの電力
周波数計又はスペクトル分析器	擬似音声発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	低周波発振器スプリアス電力計又はスペクトル分析器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	比吸収率測定装置	低周波発振器直線検波器又は変調度計	低周波発振器オシロスコープ	低周波発振器直線検波器	低周波発振器スペクトル分析器	低周波発振器電力計	低周波発振器直線検波器歪率雑音計	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器オシロスコープ	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器

														○	備設
														○	備設
														○	備設
														○	備設

装置信送														
周波数	占有周波数帯幅	スプリアス発射又は不要発射の強度	空中線電力	比吸収率	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	変調衝撃係数	ブレエンファシス特性	搬送波電力	総合周波数特性	総合歪及び雑音	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	送信時間	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	搬送波を送信していないときの電力
周波数計又はスペクトル分析器	擬似音声発生器又は擬似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	低周波発振器スプリアス電力計又はスペクトル分析器	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	比吸収率測定装置	低周波発振器直線検波器又は変調度計	低周波発振器オシロスコープ	低周波発振器直線検波器	低周波発振器スペクトル分析器	低周波発振器電力計	低周波発振器直線検波器歪率雑音計	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器オシロスコープ	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器

															○	備設
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	----

置 装 信 受												
送信速度	副次的に発する電波等の限度	感 度	通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス	隣接チャネル選択度	感度抑圧効果	相互変調特性	変動	局部発振器の周波数	ダイエンファシス特性	総合歪及び雑音
はスペクトル分析器 低周波発振器 オシロスコープ	電界強度測定器又は スペクトル分析器	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	周波数計	低周波発振器 直線検波器	標準信号発生器 歪率雑音計	
	○											
	○											
	○											
	○											

[注] 略

【イ・ウ 略】

【一・三 略】

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一 (1) 関係)

【第一・第二 略】

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキユリテ

置 装 信 受												
送信速度	副次的に発する電波等の限度	感 度	通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス	隣接チャネル選択度	感度抑圧効果	相互変調特性	変動	局部発振器の周波数	ダイエンファシス特性	総合歪及び雑音
はスペクトル分析器 低周波発振器 オシロスコープ	電界強度測定器又は スペクトル分析器	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 周波数計 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	周波数計	低周波発振器 直線検波器	標準信号発生器 歪率雑音計	
	○											

[注] 同上

【イ・ウ 同上】

【一・三 同上】

別表第二号 【同左】

【第一・第二 同左】

第三 市民ラジオの無線局、コードレス電話の無線局、特定小電力無線局、小電力セキユリテ

インシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、5.2GHz 帯高出力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz 帯無線ブラスシステムの陸上移動局及び携帯局、狭域通信システムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局並びに700MHz 帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

【表略】

【注1～11 略】

12 8の欄は、次によること。

【(1)～(3) 略】

(4) 5.150MHzを超え5.350MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局の無線設備については、当該無線設備の送信は5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局と通信する場合を除き屋内においてのみ可能である旨の表示の有無を記載すること。

【(5) 略】

(6) 5.2GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局の無線設備については、設備規則第19条の20の2第1項第3号に規定する等価等方輻射電力の条件に適合することを説明した書類を添付すること。

【(7) 略】

【第四～第六 略】

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号□及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

【様式略】

【注1～3 略】

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとすること。

特定無線設備の種別	記号
【略】	
第2条第1項第72号に掲げる無線設備	RB
第2条第1項第73号に掲げる無線設備	AR

インシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、5GHz 帯無線ブラスシステムの陸上移動局、超広帯域無線システムの無線局及び700MHz 帯高度道路交通システムの無線局に使用するための無線設備の工事設計書

【表同左】

【注1～11 同左】

12 【同左】

【(1)～(3) 同左】

(4) 5.150MHzを超え5.350MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備については、当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨の表示の有無を記載すること。

【(5) 同左】

【新設】

【(6) 同左】

【第四～第六 同左】

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号□及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものである。

【様式同左】

【注1～3 同左】

4 【同左】

特定無線設備の種別	記号
【同左】	
第2条第1項第72号に掲げる無線設備	RB

第2条第1項第74号に掲げる無線設備	BR
第2条第1項第75号に掲げる無線設備	CR

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。